

令和7年度 龍ヶ崎市保育ルーム 入所のご案内



龍ヶ崎市 福祉部 保育課
〒301-8611 茨城県龍ヶ崎市3710番地
TEL : 0297-64-1111 (内線610~612)

(令和7年4月作成)

◆保育ルームの内容◆

1. 保育ルームの概要（放課後児童健全育成事業）

保育ルームは、市内の小学校に在学する児童（1年生から6年生）を対象に、保護者が仕事や病気等のため児童の保育にあたれない場合、放課後や夏休みなどの長期休みの期間、学校の余裕教室やプレハブの専用施設を活用して、適切な遊びや安全に過ごせる場を提供することで、児童の健全な育成を支援する事業です。

2. 保育ルームの活動内容

毎日概ね2～3人の放課後児童支援員および放課後児童支援補助員（以下「支援員等」といいます。）が児童の見守りにあたります。保育ルームの主な活動は、次のとおりです。

- ①放課後等における児童の安全管理
- ②遊びや集団活動を通じた児童の育成指導
- ③保護者や学校との連携による児童の育成指導
- ④その他、児童の安全管理や育成に必要な活動

3. 保育ルーム実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

保育ルームの入所申込みは毎月受付しています。

詳しくは「◆保育ルーム入所申込み手続きについて◆」（3ページ以降）をご覧ください。

4. 保育ルームを利用できる日と利用時間について

開所日	学校の授業がある月曜日から金曜日まで	放課後～午後6時30分
	土曜日※ ¹ ・長期休業日・振替休業日など	午前8時～午後6時30分※ ²
閉所日	日曜日・国民の祝日（振替日を含む）・12月29日～1月3日・臨時休校日※ ³	

※¹土曜日でのみの利用はできません。

※²保護者の就労時間や就労場所により、早朝利用（午前7時30分からの入室）ができます。
希望する場合は、「保育ルーム入所申込書」内の該当欄に記入してください。

※³台風・大雪等で臨時休校になった場合は、保育ルームも閉所となります。

また、インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症で学級・学年閉鎖になった場合、当該の学級・学年の児童は通所できません。

5. 保育ルーム入所資格

事由	保護者等の状況
就労※ ¹	居宅以外の場所での就労（テレワーク含む）
	自営業従事（個人事業主または事業専従者）
出産※ ²	出産月の産前産後2カ月以内（最長5カ月）
病気・障がい※ ³	病気または心身に障がいがある
看護・介護※ ³	親族の看護・介護をしている
就学	居宅以外の場所での就学

◎「就労」、「看護・介護」、「就学」については月に12日以上であること。

※1 求職中は利用できません。

※2 育児休業中は保育ルームを利用できません。

※3 診断書に記入のある期間内での利用が可能です。長引く場合は、利用許可期間内に再度新しい期間が記入された診断書の提出が必要です。

6. 児童の帰宅・長期休みの登所方法について

- ・児童の安全を確保するため、保護者等(父母・祖父母・兄姉(高校生以上))による送迎をお願いします。兄姉でも中学生以下の送迎は、安全上認められません。
- ・やむを得ず保護者によるお迎えが困難な場合に限り、入所決定後に「ひとり帰りの届出書」の提出により児童だけの帰宅を認めています。その場合、保育ルームから自宅までの安全管理について、市は責任を負いかねますのでご了承ください。

7. 退所要件

次のいずれかの該当により、保育ルームを退所となる場合があります。予めご承知おきください。

- ①保育ルーム入所資格に該当しないと判断されたとき。
- ②健康または行動に著しい問題があり、児童本人や他の入所児童の健康または安全上、保育ルームにおいて保育することに支障があると判断されたとき。
- ③児童の保育ルームへの通所が、不定期または限定されているなど、保育ルーム入所の必要性が乏しいと判断されたとき。
- ④正当または、やむを得ない事情もなく、保護者負担金を長期にわたり滞納(概ね3ヶ月)したとき。

※正当またはやむを得ない事情とは、失業、傷病・介護(本人・親族等)、災害などによる収入や支出の急激な変化を伴う場合。

◆保育ルーム入所申込み手続きについて◆

申込み方法	○書類持参…市役所保健福祉棟 保育課 (書類審査の関係上、東部・西部出張所、市民窓口ステーションでは受付できません。) ○電子申請 (パソコンまたはスマートフォンからの利用可) 以下の二次元コードより申込みをお願いします。 電子申請はこちらから  いばらき電子申請・届出サービス」にて 「保育ルーム入所申込書」を選択してください。 https://apply.e-tumo.jp/city-ryugasaki-ibaraki-u/offer/offerList_initDisplay ※入力内容に不備等がある場合は、修正や資料の提出をお願いする場合があります。 なお、修正等が〆切までに間に合わない場合は受付できません。ご注意ください。 ※以下に該当する方は他の手続き等があるため、電子申請での受付はできません。 保育課窓口までお越しください。 ・春休み期間のみの利用 ・保護者負担金が免除になる方 (児童の保護者が生活保護を受給している方または、児童の世帯がひとり親家庭で、前年度分の住民税が非課税の世帯に該当する場合)
申 込 み 受付期間	令和7年5月1日以降に入所を希望する方 入所希望月 (入所日は原則として毎月1日) の前月15日 (土・日・休日 の場合はその直前の平日) まで ※8月1日入所を除く 長期休み期間のみ入所を希望する方 ・夏休み、8月1日入所を希望する方 令和7年6月2日 (月) ~ 6月20日 (金) まで ・冬休みの入所を希望する方 令和7年11月4日 (火) から令和7年11月21日 (金) まで ・春休みの入所を希望する方 受付期間は調整中です。 ※長期休み期間は、入所受付期間を別途設けています。市広報紙『りゅうほー』や市公式ホームページでお知らせしています。

※通年で保育ルームを利用している場合は、各長期休みの利用にあたって、改めて申込みをする必要はありません。

※保育課窓口対応時間：平日午前9：00～午後5：00までとなります。

電子申請の場合、〆切日の午後11：59で受付を終了します。

1. 必要書類

①『保育ルーム入所申込書』（様式第1号）・・・児童1人につき1部（電子申請の場合は不要）

- ・両面(表・裏)記入が必要です。
- ・利用は「平日（長期休み含む）」又は「平日＋土曜日（長期休み含む）」のいずれかです。

②利用を必要とする理由を証明する書類

電子申請の場合は、証明書データの添付が必要です。あらかじめ電子ファイル（PDF や JPEG 形式等）を準備し、電子申請を開始してください。

なお、電子ファイルは鮮明なものをご用意ください。必要事項の確認ができない場合、市から再提出を依頼します。

＜保育を必要とする事由の証明書＞

保育を必要とする事由	必要書類
就労している方（被雇用者の方）	「就労証明書」（勤務先または雇用主が発行）
就労している方（自営業従事者の方）	「就労証明書」および 下記添付書類 ・事業主の場合⇒直近の「確定申告書 第1表・第2表」 （事業開始初年度であれば「事業開始届」） ・事業専従者の場合⇒「事業主の確定申告書第2表・青色申告決算書・収支内訳書・ 税務署への変更届」のいずれか、専従者であることがわかる書類
妊娠・出産の方	「母子手帳の写し」（表紙と出産予定日が記載されたページ）
疾病・障がいのある方	「診断書※2」または「障害者手帳等の写し」
親族の介護・看護をしている方	「診断書（※2）」または「障害者手帳等の写し」
就学している方	「学生証の写し」または「時間割表」等就学している時間のわかるもの

※1事業専従者の就労確認のため、事業専従者欄または給与賃金欄に事業専従者の名前が記載されているものをご用意ください。

※2医師等の発行する診断書にかかる費用（文書料）は自己負担となります。また、治療期間と保育ができない旨を明記した上で提出してください。

①、②の書類がそろっていない場合は、受付できません。

※申請書類は、市のホームページからダウンロード可能です。また、保育課や各保育ルームにもありますので、必要な方はお申し出ください。

※提出された書類に変更（住所・氏名・家族構成・勤務先等）が生じたときは、速やかに保育課に届け出をしてください。

2. 入所申込み時の注意事項

①児童の状況を把握されている方（保護者または保護者に代わる方）が、手続きしてください。必要に応じて状況確認のための聞き取り調査を行う場合があります。

②申込書を提出した後で、申込みを取り下げの場合は、早急に保育課までご連絡ください。（ご連絡いただいた期間によっては、スポーツ安全保険への加入に係る費用等の返金ができかねますので、ご注意ください。）

③保育ルームを退所する場合は、『退所申出書』（保育ルーム、保育課窓口、市のホームページからダウンロード可）を提出してください。

※最終通所日(退所日)を、申出日より前に遡ることができません。

3. 保護者負担金について

- ①平日のみの利用は月額5,000円、平日と土曜日の利用は月額6,000円です。
- ②兄弟等で二人以上の児童が保育ルームに入所している場合は、一人目の児童の負担金は5,000円（6,000円）ですが、二人目以降の児童にかかる負担金は半額の2,500円（3,000円）となります。
- ③月途中で入所※または退所する場合は、日額×在籍日数（開所日）で負担金を算出します。
※月途中の入所は長期休みのみ可能です。

在籍児童数	保護者負担金上限額	途中入退所時の日額
一人目	5,000円（6,000円）	300円
二人目以降（兄弟あり）	2,500円（3,000円）	150円

◆保護者負担金の納入方法について

保護者負担金は「口座振替」での納付となります。

※口座振替日は、毎月末日（12月は25日。振替日が土・日・休日の場合は翌平日。）です。

振替結果は通帳でご確認ください。（口座振替の場合、領収証は発行しません。）

※残高不足等により口座振替不能となった場合は、再度の振替はできないため、後日「口座振替不能通知書（納付書）」をお送りします。市役所（本庁舎、東部・西部出張所、市民窓口ステーション）又は指定金融機関で納めてください。

※長期（3ヶ月）にわたり負担金を滞納したときは、退所の扱いとなる場合があります。

≪口座振替予定日一覧≫

利用月	口座振替予定日	利用月	口座振替予定日
4月	令和7年 6月 2日(月)	10月	令和7年12月 1日(月)
5月	令和7年 6月30日(月)	11月	令和7年12月25日(木)
6月	令和7年 7月31日(木)	12月	令和8年 2月 2日(月)
7月	令和7年 9月 1日(月)	1月	令和8年 3月 2日(月)
8月	令和7年 9月30日(火)	2月	令和8年 3月31日(火)
9月	令和7年10月31日(金)	3月	令和8年 4月30日(木)

≪口座振替取扱金融機関≫

◇筑波銀行	◇みずほ銀行	◇三井住友銀行
◇常陽銀行	◇水戸信用金庫	◇茨城県信用組合
◇中央労働金庫	◇水郷つくば農業協同組合	◇ゆうちょ銀行

◆保護者負担金を免除する制度があります。

次のいずれかの要件を満たす方で、保護者負担金の免除を希望する場合は、「放課後児童健全育成事業負担金減免申請書」を保育課へ提出してください。免除が決定した方は、申請のあった翌月より保護者負担金が免除となります。（要件を満たしていても、審査の結果減免を受けられない場合があります。）

- ・児童の保護者が、生活保護法による生活保護を受けている場合。
- ・児童の世帯が、ひとり親家庭で、前年度分の住民税が非課税世帯の場合。

※減免を申請する方のうち、令和6年1月1日現在、龍ヶ崎市に住民登録のない方は、住民登録があった市区町村で「令和6年度市（区・町・村）民税課税証明書」を取り寄せ、減免申請書とともに提出してください。（詳しくは、該当する市区町村税証明担当課にお問い合わせください。）

4.口座振替手続き（書類持参・電子申請にかかわらず、必要な手続きです。）

『口座振替依頼書』または『WEB口座振替登録』を使用して登録をお願いいたします。

原則、口座振替で納付していただきます。既に登録をしている場合は登録不要です。

【口座振替依頼書を用いての登録の場合】

- ・口座振替取扱金融機関は5ページ参照。届出印欄は、金融機関届出印を押印してください。書類を書き損じた時は、見え消し線で訂正し、その箇所に届出印を押印してください。
- ・3枚複写の用紙になっていますので、1、2枚目をご提出ください。

【WEB口座振替登録の場合】

- ・以下の二次元コードより口座振替サイトにアクセスして基本情報、口座情報等を入力してください。
※みずほ銀行・中央労働金庫・水郷つくば農業協同組合は『口座振替依頼書』でのみお申込み可能。

口座振替登録の二次元コードはこちら



5.土曜利用の変更について

土曜日の利用を申込む場合や、取消しをする場合、『保育ルーム土曜利用変更申出書』を変更希望月の前月15日までに保育課に届け出をしてください。

6. おやつ代について

月額2,000円です。保育ルームにお支払いください。

月額金額は、長期休み期間（夏休み・冬休み・春休み）などはこの限りではない場合がありますので、保育ルームにお尋ねください。

7. 入所決定

入所決定通知書は、原則として入所月の前月20日前後に郵送します。

春休み期間及び年度当初の入所決定通知書は「3月初旬」、夏休み期間の入所決定通知書は「7月初旬」、冬休み期間の入所決定通知書は「12月初旬」に郵送する予定です。

8. 入所にあたって

入所決定通知書が届いた方は、入所の前に、支援員等から保育ルームでの生活の決まり等に関する説明を受けてください。

9. スポーツ安全保険への加入について

保険料（年額800円。年度内有効です。）

保育ルームで活動時間中の万一の事故等の備えとして、スポーツ安全保険への加入をお願いします。

保育ルーム内の活動（保育ルームから帰宅までを含む）時にケガ等を負い、その際のケガ等が原因で1日以上通院した場合に保険金が給付されます。

※スポーツ安全保険料（年額800円）については、ご利用になる保育ルームにお支払いください。

年間掛金 /1人当り	傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突 然 死 葬 祭 費 用 保 険 支 払 限 度 額
	死亡	後遺障害 (最高)	事故の日からその日を含めて 180日以内			
			入院日額 (180日限度)	通院日額 (30日限度)		
800円	3,000 万円	4,500 万円	4,000円	1,500円	対人・対物賠償合算 1事故5億円 ただし、対人賠償は 1人1億円	180万円

☆☆龍ヶ崎市保育ルーム一覧☆☆

名称	所在地	電話番号
龍ヶ崎小保育ルーム	龍ヶ崎市 3 3 1 6 番地	[A] 070-7591-6752 [B] 070-7591-6753 [C] 070-7591-6774
八原小保育ルーム	龍ヶ崎市藤ヶ丘 1 丁目 2 2 番地 4	[A] 070-7591-6768 [B] 070-7591-6769 [C] 070-7591-6770 [D] 070-7591-6771 [E] 070-7591-6772
馴柴小保育ルーム	龍ヶ崎市若柴町 3 1 3 5 番地	[A] 070-7591-6758 [B] 070-7591-6759 [C] 070-7591-6760 [D] 070-7591-6761
川原代小保育ルーム	龍ヶ崎市川原代町 3 5 1 8 番地	070-7591-6775
龍ヶ崎西小保育ルーム	龍ヶ崎市 8 8 1 0 番地	[A] 070-7591-6756 [B] 070-7591-6757
松葉小保育ルーム	龍ヶ崎市松葉 2 丁目 9 番地	[A] 070-7591-6754 [B] 070-7591-6755
長山小保育ルーム	龍ヶ崎市長山 5 丁目 7 番地 1	[A] 070-7591-6762 [B] 070-7591-6763
馴馬台小保育ルーム	龍ヶ崎市平台 4 丁目 2 3 番地 1	[A] 070-7591-6764 [B] 070-7591-6765
久保台小保育ルーム	龍ヶ崎市久保台 2 丁目 3 番地	[A] 070-7591-6766 [B] 070-7591-6767
城ノ内小保育ルーム	龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 2 7 番地	[A] 070-7591-6776 [B] 070-7591-6777 [C] 070-7591-6778 [D] 070-7591-6779